

道路の掘削・占用許可申請の郵送による申請について

必要書類など

1.許可申請書 2部

- ・許可申請書に必要事項をご記入ください。
 - ・申請書下部に記載されている添付資料を同封願います。
- ※必要に応じて、追加資料を依頼することがあります。

2.手数料

- ・掘削許可申請に手数料は必要ありません。
- ・占用許可申請の場合、占用物の面積等に応じて占用料の納付が必要になります。

3.返信用封筒と切手

- ・封筒に請求する方の郵便番号、住所、氏名を記入し、返信用切手を貼りつけてください。

注意

郵送申請では、申請から許可書が届くまである程度の日数が必要となります。

余裕を持った申請にご協力ください。

また、土日祝日は窓口をお休みさせていただいておりますので、許可書が届くまでに時間が掛かります。

詳しくは、建設課建設係にお問い合わせください。